

令和7年度 入学生及び保護者の皆さまへ
(専攻科・定時制の通信制を除く)

学習者用端末の購入支援である「②ご家庭で購入された学習用端末の購入費用の補助制度」についてお知らせします。

一定の基準額の方を対象に、端末の購入経費の2分の1の費用※¹を、県から補助します。

※¹上限額は、各校指定機種 of 幹旋価格の 1/2 の額となります。

基準額	以下の計算式から、基準額を確認します。 市町村民税の「課税標準額×6%－調整控除額」 ※保護者分を合計してください。 ○会社員の場合 勤務先から配布される、「市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書」を確認してください。 〔基準額＝ × 6% － (+)〕 「課税標準額」市町村民税「税額控除額」県民税「税額控除額」 調 整 控 除 額 ○自営業等の場合 市町村が発行する課税証明書から上記の式でご確認ください
対象世帯	○基準額が、0 円～51,299 円である世帯 ⇒世帯区分【準非課税世帯】及び【生活保護世帯及び非課税世帯で県から貸与を受けずに端末を購入した世帯】 ○基準額が、51,300 円～304,199 円であり、かつ 18 歳未満の子どもが3人以上いる世帯 ⇒世帯区分【就学支援金の受給世帯かつ多子世帯】 ○家計急変の世帯 ⇒家計急変に該当するかは個別にお問い合わせください。
申請方法	■富山県電子申請サービス https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect の「富山県」を選択、「キーワードで絞り込む」から「学習者用端末購入」を入力し、[検索]ボタンを押下 スマートフォン、パソコンから入力をお願いします。 【最初に利用者登録をお願いします】 ※入力できる環境がない方は、申請書類を事務室で受け取り、事務室に提出をお願いします。 

添付書類	(1)端末購入時の領収証(写) (2)基準額が確認できるもの ○会社員の場合 市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書(写)、 または、市町村が発行する課税証明書(写)※「調整控除額」が記載されたもの ○自営業等の場合 市町村が発行する課税証明書(写)※「調整控除額」が記載されたもの ※その他、上記に代えて、証明できるものについては、個別にお問い合わせください。 (3)【就学支援金の受給世帯かつ多子世帯】の方のみ 子ども全員分の健康保険証(写)、資格確認書、または世帯全員の住民票(写) (4)振込口座の通帳等(写) 口座名義人、口座番号がわかるページ
申請期間	令和7年4月 28 日(月)～令和7年5月 30 日(金) (必ず期限内に申請を行ってください)
支払時期	●5月16日(金)までにオンライン申請いただいた方は、6月中旬を目途に支払い ●5月17日(土)以降のオンライン申請、及び紙申請の方は7月中旬を目途に支払い

<問合せ先> 富山県教育委員会教育企画課 ICT 教育推進係 TEL:076-444-4511

市町村民税の 「課税標準額×6% －調整控除額」	世帯区分	支援制度等
～ 304,200円		ご家庭で端末を購入
304,199円 ～ 51,300円	県立高校 就学支援金の 受給世帯	満18歳未満の 子どもが3人 以上いる世帯
51,299円 ～ 1円	準非課税世帯	②ご家庭で購入された学習者用 端末の購入費用の補助 (経費の1/2を補助)
0円	住民税非課税世帯 生活保護受給世帯	①県が用意する学習用端末の貸与 (貸出しますので購入しないでください。) ※ご家庭で購入された場合は1/2補助の対象となります。